

○ 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年 金融監督庁 告示第九号）
大蔵省

改正案	現行
<p>（銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第一号に規定する債務の保証のうち、当該銀行並びに当該銀行及びその銀行持株会社（同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）の子会社（同条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>2 合併、会社の分割、事業譲渡又は他の会社の株式若しくは持分の取得（当該取得により当該他の会社が子会社となる場合に限る。）により、前項に規定する業務に該当する業務に属する契約に係る権利義務が生ずることとなったときは、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては権利義務が生じた日から一年以内の期間に限り、これらの</p>	<p>（銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第一号に規定する債務の保証のうち、当該銀行並びに当該銀行及びその銀行持株会社（同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）の子会社（同条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>（新設）</p>

° | 契約に関する業務は、同項に規定する業務に含まれないものとする